

委員会レポート

総務産業常任委員会 調査報告

本町農業の現状と喫緊の課題について

調査日 令和4年1月21日
令和4年1月24日

本町農業の現状と課題について把握するために農林課、JA十勝清水町、ホクレン清水製糖工場にうかがい、調査を行った。

【農林課】

コロナ禍により、農作物の需要が大きく変化し、また、原油価格の高騰に伴い農業に大きな影響を与えている。

乳製品においては、在庫が過去最大となるり、生乳の増産を進めてきた生産者にとつては、深刻な影響が出ると予想できる。

てん菜においては、砂糖の消費量減少に加え、土産物需要の落ち込みにより、さらに在庫が増える見通しにある。国においては需要拡大対策に對

てん菜に代わる作物への転換に對して、てん菜の作付けが奨励されてきた経緯を踏まえると、難しいとの認識である。

農水省の進める「みどりの食料システム戦略」は、環境への対応強化やSDGs、脱炭素に向けた取り組みであり、本町も実行している。

家畜糞尿の処理に関しては、「畜産農家と畑作農家のバランスの取れた処理を考える必要がある」との意見があった。将来的にはゼロカーボンに向けた取り組みが必要であるとし、バイオガスプラントの数を増やす必要があると認識している。

防風林の伐採に関して、昨年末の暴風被害を踏まえ意見を伺った。効率化だけをもちて伐採することには不安を感じるが、GPSへの影響などを考えると難しい課題である。

そのほか、労働力不足、後継者対策などの話題も

挙がり、農業人材を育てる機関の必要性が挙げられた。

【ホクレン清水製糖工場】

本年度60年目を迎えた。てん菜の収量については創業以来最大の反収となった。職員は現在60名で、操業時期には直接雇用11名と関連会社6社の職員を含めて約260名で運営している。品目は、グラニュー糖、上白糖、てんさい糖を製造している。本年度は約6万トン弱を生産する計画である。

1日当たりの原料処理能力は2732トンであり、現状の処理状況としては余力はない。操業期間は、10月中旬から2月下旬が望ましいとのことである。原料の作付けにおいて、省力化のため3割程移植から直播に置き換わり、収量は平均2割減るといわれている。

コロナ禍の影響により需要が低迷する中、在庫の管理費は各社負担のた

め経営の圧迫につながるが、経費の節減に努める以外方法がない。また、偏った健康志向の影響で、日本の砂糖摂取量は低下している。体のためには一定の糖分は必要であり、「天下糖プロジェクト」として正しい情報提供を行っている。町内で砂糖が生産されていることを広く知ってもらうため、工場見学の受け入れにも積極的に対応しているとのことである。

【総括】

本町の基幹産業である農業を巡る環境は、コロナ禍により非常に厳しい状況が今後も続くことが予想される。この調査において、早急に取り組むべき課題が明確になり、対応への道筋になったものと考えている。牛乳・砂糖問題を清水町として取り組む理由を町民全体に理解いただき、生産する町としてきょうじを示す必要がある。



1月24日総務産業常任委員会 会所管事務調査

厚生文教常任委員会 調査報告

新体育館建設に向けての進捗状況について

調査日 令和4年1月17日

新体育館建設の進捗状況について、社会教育課から説明を受け調査を実施した。

【新体育館オープンに向けたスケジュール】

当初の予定では、本年度は基本構想と基本設計の策定をし、令和4年度には実施設計と用地取得、令和5年度から工事に着手し、令和6年秋頃に供用を開始する予定であった。

しかし、大きく2点の課題が生じており、1点目は、コロナ禍の影響により町民検討会議が遅れが生じているとのこと。

2点目は、建築基準法第48条ただし書許可協議と都市計画法の用途地域の見直しという課題が生

じている。候補地（北2条8丁目7番1の内）は、都市計画法の用途地域が、第二種中高層住居専用地域であり、建築可能面積が1500㎡までとされている。建設課が十勝総合振興局建設指導課と協議を重ねているが、許可を得るためには、本町として都市計画法の用途地域の見直しを行う必要があるとのことである。以上を踏まえ、本年度は、町民検討会議の設置まで行い、それ以降は1年遅らせる方向で考えている。

【新体育館建設事業の現在までの進捗状況】

令和2年度以前においては、準備委員会を設け、令和元年度に2回、令和

2年度に4回の話し合いを持った。アンケートについては、令和2年度に無作為抽出で実施している。更に、庁内検討会議については、令和2年度に2回開催している。用地取得協議については令和2年度の秋口以降引き続き協議している。本年度は庁内検討会議、本部会議を2回開催している。更に、業務委託について、令和3年7月に入札による発注を行い、株式会社岡田設計と契約した。基本設計は令和4年度までに行う。建築基準法第48条ただし書許可申請に係る事前協議については、建設課において令和3年の春頃から進めてきているとのことである。

【新体育館等建設における基本設計に向けたコンセプト】

大きく3点が挙げられている。1点目は、「安心・安全に利用することができスポーツの活動拠点

とする」2点目は、「子どもから高齢者まで誰もが気軽に健康づくりや体力づくりをできる場、スポーツに親しむことができる場、地域コミュニティの形成の場とする」3点目は、「災害時に避難所・避難場所として活用できる施設とする」と挙げている。

敷地面積は1万㎡以上を想定、延床面積は柔道場を含めて3500㎡程度を一つの検討材料とし、宿泊機能は別棟としたいとのことである。具体的な金額は算出できないが、施設建設費用のほか、関連経費が必要となる。

また、仕様書に再生可能エネルギー導入を検討する旨の事項を入れており、ゼロカーボンシティの正式宣言も踏まえ検討していくとのことである。

【新体育館の管理・運営の考え方】

現在と同様に指定管理者制度による公募を行い、

民間事業者を指定管理者として選定していく予定である。使用料においては、従来どおり徴収していく考えである。（小・中学生の利用は減免）

【総括】

進捗状況については、スケジュールの中で課題が生じ、当初の予定から遅れていることを、所管事務調査の中で確認した。

また、本町においては令和3年10月1日にゼロカーボンシティを宣言しているが、これを契機に本町のまちづくり、脱炭素の町の実現を図る視点から十分検討した中で、導入する再生可能エネルギーを選択していただきたい。このためには、庁内の横の連携を密にすることが重要になる。本町の将来のまちづくりに資するための取り組みのき

つかけとなるよう、幅広く検討を重ね、より良い方向性になることを求める。

委員会活動として閉会中に行った所管事務調査の内容を、各委員会は第3回定例会において報告しました。

※内容は要約されています。報告書の全文はホームページでご覧になれます。